

D. 休職や退職で収入が減ったり なくなるとき

病気やけがをすると、
働くことが出来なくなり、
生活に困ることがあります。
ここでは、経済的に困ったときに
利用できる制度を集めました。

D-1 傷病手当金について

手続きは？

D-1-1

傷病手当金は、病気休業中の健康保険加入者とその家族の生活を保障するための制度で、被保険者が病気や業務外のけがのために働くことができず、事業主(会社)から給与が受けられない場合に支給されます。

手続き

- * 傷病手当金の請求には、療養の事実についての**担当医師の証明**と、休業期間中の賃金支払状況についての**事業主(会社)の証明**が必要となります。
- * 詳しくは保険証に記載のある**保険者**にお問い合わせください。

どのくらい支給される？

D-1-2

病気やけがで休んだ期間、1日につき、標準報酬日額の3分の2に相当する金額が支給されます。なお、働くことができない期間について、以下のいずれかに該当する場合は、傷病手当金の支給額が調整されます。

- ① 事業主から報酬の支給を受けた場合
- ② 傷病手当金と同一の傷病によって障害年金を受けている場合
- ③ 退職後で、老齢厚生年金や老齢基礎年金又は退職共済年金等を受けている場合

支給日額が、傷病手当金の日額より多いときは、傷病手当金は支給されません。傷病手当金の日額より少ないときは、その差額が支給されます。入院に限らず、通院治療の場合でも、支給されます。

いつまで支給される？

D-1-3

傷病手当金は、病気やけがで休んだ期間のうち、最初に連続して休んだ3日間を待機期間とし、4日目以降に支給されます。支給期間は、最長1年6ヶ月です。

資格喪失後の継続給付について

D-1-4

資格を喪失する日の前日までに1年以上継続して被保険者であった場合は、すでに受給している(もしくは受給要件を満たしている)傷病手当金の継続給付を受けることができます。

その他

D-1-5

国民健康保険の方は、この制度はありません。



* 詳しくは保険証に記載のある**保険者**にお問い合わせください。

D-2 失業したとき・・・失業手当

どんな制度？

D-2-1

雇用保険料を納めていた人が仕事を辞め、働ける状態で、意欲があるにもかかわらず再就職できない場合に支給されるもので、失業中の生活の安定を図り、再就職を支援するためのものです。

どんなときに給付を受けられる？

D-2-2

失業手当を受けるためには、以下のすべての要件を満たしていることが必要となります。

- ① 原則として仕事を離れた日以前の1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月あること
- ② 失業の状態にあり、職業安定所(ハローワーク)に求職の申し込みをしていること
- ③ 働ける状態で、意欲があり、就職の努力をしているにもかかわらず、適当な仕事がないために就職できない状態であること。

受給期間は、原則として仕事を離れた日の翌日から1年間ですが、期間内に、出産、病気などで働くことができない場合は、受給期間を最大3年間延長することができます。

手続きは？

D-2-3

居住地を管轄するハローワーク（公共職業安定所）での手続きが必要です。

離職票、雇用保険被保険者証、運転免許証または住民基本台帳カード(写真付き)など、写真（縦3cm×横2.5cm 正面上半身のもの、かつ、3ヶ月以内に撮影したもの）2枚、印鑑、本人名義の普通預金通帳を持ってお出かけください。

雇用保険に関する情報

インターネット



ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.go.jp/index.html>

上部メニュー『雇用保険関係』の中の『雇用保険の具体的な手続き』には失業手当の詳しい情報が掲載されています。

どのくらい支給される？

D-2-4

基本手当の日額は、前職の平均賃金日額の約6割～8割です。
基本手当の給付日数は、働いていた期間によって異なります。

基本手当の給付日数（雇用保険）

1 倒産・解雇等による離職者（3を除く）

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上45歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		180日	240日	270日	330日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

2 倒産解雇等以外の事由による離職者（3を除く）

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	90日	90日	120日	150日	

3 就職困難者

（身体障害者、知的障害者、社会的事情により就職が著しく阻害されているものなど）

被保険者であった 期間 区分	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

その他の給付は？

D-2-5

雇用保険制度には、この他にも以下のような手当があります。

- 傷病手当** 求職の申し込みをしたが、病気やけがのために働くことが出来ないとき
- 技能修得手当** 就職するために、職業訓練をうけるとき
- 再就職手当** 再就職が早く決まったとき
- 常用就職支度手当** 45歳以上の中高齢者や身体障害者で、就職が決まったとき

D-3 健康保険の任意継続とは？

どんな制度？

D-3-1

会社などを退職して健康保険加入者の資格を喪失した場合に、本人の希望により健康保険加入者の資格を継続することができる制度です。この制度により健康保険加入者の資格を継続している人を任意継続被保険者といいます。

任意継続被保険者になるには？

D-3-2

仕事を辞めた日の前日までに、継続した2ヶ月以上の健康保険加入期間があること、仕事を辞めた日から、原則として20日以内に任意継続被保険者になるための届出をすることが必要です。

任意継続被保険者となれる期間は？

D-3-3

任意継続被保険者となれる期間は、健康保険の資格を喪失した日から2年間です。

この間、下記の任意継続被保険者の資格喪失事項に該当する場合を除いて、

- 市町村の国民健康保険に加入する
- 健康保険の被扶養者になるため
などの理由で任意に継続をやめることはできません。

任意継続被保険者の資格喪失事項

- 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。(納付期日の翌日)
- 就職して、健康保険、船員保険、共済組合などの被保険者資格を取得したとき。
(被保険者資格を取得した日)
- 後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき。(被保険者資格を取得した日)
- 被保険者が死亡したとき。(死亡した日の翌日)



任意継続は、国民健康保険に比べ、保険料が得になる場合があります。また、傷病手当金など国民健康保険にはない給付が受けられます。

D-4 被保険者から被扶養者になる時の手続き

どんな制度？

D-4-1

健康保険では、被保険者(健康保険加入者)により扶養を受けている人(被扶養者)の病気やけが、出産についても保険給付が行われます。被扶養者とは以下のとおりです。

- (1) 被保険者の直系親族、配偶者(内縁の妻を含む)、子、孫、弟妹で、主として被保険者の収入に頼って生活している人。同居していなくてもかまいません。
- (2) 被保険者と同一世帯で主として被保険者の収入に頼って生活している、被保険者の三親等以内にあたる親族で(1)以外の人
- (3) 被保険者と同一世帯で主として被保険者の収入に頼って生活している、被保険者と内縁の妻の関係にある人の父母および子

ただし、後期高齢者医療制度の被保険者等である人は、除きます。

健康保険の扶養に入るには？

D-4-2

給料の総支給額が年 130 万円未満で、なおかつ、原則として被保険者の年収の 2 分の 1 未満であることが条件です。月額に換算して、約 10 万 8000 円程度が目安となります。

被扶養者として認定された際には、国民健康保険の喪失手続きが必要となります。保険証を持ち、市区町村役場で手続きをしてください。

注意) 被扶養者として認定されたときは、国民年金についても、第 1 号被保険者から第 3 号被保険者への変更の手続きが必要となりますので、年金手帳・保険証等を持ち、市区町村役場で手続きをしてください。



年金の切り替え手続きも
お忘れなく

D-5 年金を早くもらえないの？

年金の繰り上げ支給

D-5-1

<国民年金>

本来は65歳から支給される老齢年金について、60歳から繰り上げて受け取ることができます。ただし、その場合、受け取る額が減額されます。また、それとは逆に、66歳から70歳までの間の希望する年齢から受け取ることもできます。この場合は、受け取る額が増額されます。

詳しくは**全国の年金事務所、市区町村国民年金担当課**等に、お問い合わせください。

年金は早くもらうことも
出来ます。



年金に関する情報



日本年金機構

<http://www.nenkin.go.jp/>

国民年金や厚生年金の保険制度についての解説や手続き、全国の年金事務所の所在地、年金Q&Aなど年金に関する情報がいろいろ掲載されています。また、電話での年金相談窓口のご案内もあります。国(厚生労働大臣)から委任・委託を受けて、公的年金(厚生年金、国民年金)に係る一連の運營業務を担っている非公務員型の公法人(特殊法人)です。

D-6 生活保護を受けるには？

思いがけない病気や事故などのために、生活が成り立たなくなってしまうことがあります。そうした場合に、最低限度の生活を保証し、自立を助けることを目的とする生活保護を申請することができます。保護を受けられるかどうかは、世帯の経済状況で決まります。

保護の条件

世帯全体の収入を合計しても、国で定めた最低生活費に満たない場合に、保護が受けられますが、働くことができるときや、資産価値のあるもの(自動車など)を所有しているとき、身内に助けてくれる人がいるとき、他の制度が活用できるときなどは、保護を受けることができません。

保護の種類と内容

- | | |
|--------|-------------------------|
| ① 生活扶助 | 衣食その他日常生活に必要なもの |
| ② 教育扶助 | 義務教育に必要な、教科書や学用品、給食費など |
| ③ 住宅扶助 | 家賃など |
| ④ 医療扶助 | 医療サービス |
| ⑤ 介護扶助 | 介護サービス |
| ⑥ 出産扶助 | 出産に必要なもの |
| ⑦ 生業扶助 | 生活を営むための仕事に必要な資金、訓練費用など |
| ⑧ 葬祭扶助 | 葬儀に必要なものなど |

申請

保護を受けるには申請が必要です。**お住まいの地区の民生委員、または市区町村の生活保護担当課**にお問い合わせください。

申請の流れ

生活保護担当窓口で、面接相談が行われます。面接では、収入や資産の有無、親族の状況などについての聞き取りを行います。この面接で、生活保護申請が必要と判断がついたところで、申請を行います。申請後は、生活保護担当者が自宅訪問し、生活状況を把握し、資産調査を行ったうえで、保護が決定します。